主 文

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は、「原判決を取消す。被控訴人が昭和三三年八月二九日控訴人に対してなした清算所得金額二一、九八二、七三七円、右に対する法人税額九、八〇六、一九〇円とする処分のうち、清算所得金額の決定を二〇、七二四、九三〇円の限度において取消す。訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする」旨の判決を求め、被控訴代理人は、主文と同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張、証拠の提出、援用、認否は、次に付加、訂正するほか、原判決事実摘示と同一であるから、それを引用する。 (控訴人の主張)

- (一) およそ売買契約なるものは、契約の当事者と売買の目的物に対する意思表示の主観的合致を欠くべからざる要素として成立するものである。もし、原審認定のように、Fタクシーの代表取締役であつた訴外Aが契約当時買主の名を知らず控訴会社の関係者がFタクシー営業所に派遣されてきてはじめて控訴会社が買主であることを知つたがすでに代金受額後であつたのでこれを了承した、というような事実関係であつたとすれば、意思表示の主観的合致を欠き、株式の売買は有効に成立し得ない。
- (二) 原審の認定事実によれば、本件株式の売買代金は金九五〇万円であるのに BがAに手交した小切手は合計金九七〇万円であり、その間に金二〇万円の差があるのに、原審はこの点につき「不明朗な所為」という謎の如き一語を用いているのみで、首肯するに足る理由を付していない。売買に関連して現実に金九七〇万円の金員が授受された以上、その金員は一応売買代金と認められるべきであり、そうとすれば、原審の認定は覆らざるを得ないであろう。本件の売買が被控訴人主張の如き株式の売買でないことは売買代金額の点よりしても明らかである。

(四) 法人税法施行規則第二三条の九および一〇(昭和三七年政令第九五号「法人税法施行規則の一部を改正する政令」による改正前のもの)は憲法に違反する政令であり、右政令に基づく本件課税処分は違法である。

令であり、右政令に基づく本件課税処分は違法である。 法人税法施行規則第二三条の一〇は昭和二八年政令第一六三号で追加されたものであるが、株式代金を合併交付金とみなしこれに課税することを規定したものであるが、株式代金を合併法人が納付する被合併法人の清算に対する法人のは、合併法人が納付する金額を合併をけるとみなし被合所の法人の方式を規定したものであって、いずれも法律により、の場所の結構を制度に表現である。憲法第八四条第三〇とおり、の場所といるのは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のであるが、大学のであるが、大学のであるが、大学のであるが、大学のであるが、大学のであるが、大学のであるが、大学のである。 「交付金とみなす」として、新たに租税対象を創設し、国民に納税義を課さる。 「交付金とみなす」として、新たに租税対象を創設し、国民に納税表でまる。 「交付金とみなす」として、新たに租税対象を創設し、国民に納税表でまる。

なお、被控訴人は、法人税法第九条第七項を根拠として前記政令が憲法違反でない旨主張するが、同項は「所得の計算に関し必要な事項」に限り命令で定めることができる旨規定しているにすぎず、前記政令の定めている事項は「所得の計算に関し必要な事項」の範囲外であるから、被控訴人の主張は失当である。

さらにまた、右政令は、税法の精神ならびに社会の通念に照らし著るしく不当過重な内容を有するものである。被合併会社たるFタクシーの清算所得は株式の売買代金九五〇万円から右会社の資本金一九〇万円を控除した七六〇万円と算定される。Fタクシーとして、債権債務を差引けばそのほかに何も残らないことは被控訴人も認めているところであつて、右の七六〇万円以外に税金の対象となるべき所得のあるべき筈はない。もしこの七六〇万円に対し法人税法上の税率をかけて課税されるならば、条理上少しもおかしくはないのであるけれども、前記政令と通達のカカるならば、課税対象となる清算所得金額は実に実質所得の約三倍の金二〇、七二四、九三〇円となり、納付すべき法人税は金九、二六七、〇一〇円と算出されてくるのである。

国家が実質上の利益の、全額を税金として巻きあげてしまうことの不合理はいうまでもないが、本件課税処分はその全額を巻きあげてもなお足りず、それよりも更に金一、六六七、〇一〇円も多い税金を課そうとするものである。しかもなお、前記の無申告加算税を加えるならば、驚くなかれその税金額は金一、一五八万三、七六〇円也の多額に上るに至る。かくのごとき課税は如何なる暴政の国に在つてもありうべからざることであつて、かかる結果を招来する政令の憲法違反であることは明白である。

(五) 控訴人が本件清算所得についての確定申告書を法定の期限内に提出しなかったことについては正当の理由があるから、本件無申告加算税の賦課は違法である。控訴会社としては、本件取引は甲第一号証(自動車営業権譲渡受契約書)記載の目的物の売買であるという意思であったから、これにつき納税の申告をしたりも、はならないなどとは考えなかった。かりに株式を買受けた認識があったとしたのである。控訴人は連続がある。を買えば納税の義務が発生するなどと考える者は皆無である。控訴人は連続を買えば納税の義務が発生するなどと考える者は皆無である。控訴人は納税の義務が発生するなどと考える者は皆無である。控訴人は納税の議務が発生するとは通常何人も考え及ばないところである。全国七千の弁護士でない以上、到底この納税をおり行法を対してある。法人税法施行規則第二三条の九や一〇のごとき条文はいかるないである。法人税担当の税務官以外には知る由もない規則である。よって本件無申告加算税の賦課は違法である。

(被控訴人の主張)

(1) 控訴人は、訴外Aは契約当時相手方が誰であるかを知らなかつたのであるから、売買契約は成立し得る筈がない旨主張する。しかしながら、巷間の取引では買主の氏名を表面に出さないで代理人が話をすすめていくことはよく行なわれているところであつて、本件の場合、Bは控訴人の代理人としてAとの交渉に当つたものであるが、控訴人の要望により、控訴人の名を先方に表明しなかつただけであて、とくに本人の氏名を表示しなくとも契約は有効に成立すると解すべきである。(2) 本件株式の売買代金が金九五〇万円であること、右売買に関連しAが金九七〇万円を受領していることを被控訴人は争うものではない。

しかし、売買に関連して代金額以上の金員が授受されたからといつて直ちに売買契約そのものの存在を否定することは早計である。大きな取引が成立した場合に、代理人や仲介人に対し、売主或は買主の方から謝礼金を出すことは通常よく行なわれるところである。本件において、Aは、株式売買の話をとりまとめFタクシーの各株主の代理人となつて契約を締結したほか、各株主の株式引受証やFタクシーの役員の辞任届をまとめてこれを買主に引渡し、株式譲渡代金受領後はこれを各株主に配分するなど重要な行為を実行して来たものである。このような場合、株式の譲渡を望んでいた控訴人側から謝礼を受けても何ら異とするに足りない。

本件において、契約では手附金は金八〇万円と定められていたところ、控訴人の手附の交付に当り八〇万円と二〇万円の小切手二通を交付しているのであつて、このこと自体で金二〇万円は謝礼の趣旨で交付されたものであることがほぼ推認でるのであるが、更に本件売買に関連してBに交付された小切手三通、合計金九七〇万円のうち、八〇万円と八七〇万円の二通の支払人は百十四銀行松山支店であるのに、二〇万円の支払人は伊予銀行であつたことおよび現に控訴人が本件売買に尽力したBに対し金一五万円、Dに対し金二万円の謝礼金を支払つている事実を考え合せれば、本件金二〇万円がAに対する謝礼であることは極めて明らかである。

(3) 控訴人がFタクシーの手形債務金一三〇万円を免責的に引受けたような事実はない。

Fタクシーの株式の売買は同会社の積極消極財産とは関係がなく、その財産に何

らの影響をも生ずるものではない。本件の場合は、株式の譲渡とは別箇に後日Fタクシーと控訴会社が合併した結果、被合併会社であるFタクシーの手形債務が合併会社である控訴人に承継されたのにすぎないのである(商法第四一六条第一項、第一〇三条)。ただ控訴人の商業帳簿には、合併登記前にFタクシーの資産、負債を引き継いだ旨の記帳はあるが、これは株式譲渡によりFタクシーの実権を掌握した控訴人が将来の合併を予定しそのように記帳したものであつて、何ら異とするに足りないものである。

本件課税処分は何ら憲法に違反するものではない。

法人が合併した場合において課税される清算所得の計算は旧法人税法第一二条の 二第一項第二号に定めるところであるが、当時施行の法人税法施行規則第二三条の 九および第二三条の一〇にいわゆるみなし交付金は政令の規定をまつまでもな 算所得の本質から当然課税所得の範囲に計算されるべき性質のものであつて、政令 は単にこれを確認する意味において規定しているのにすぎない。かりに右の各政 が租税対象を創設した規定であるとしても、清算所得の範囲の決定は多分に計算 術的な面が多いので、法律はこれを政令に委任することとしているものである。 なわち、旧法人税法第一二条の二第五項によると、「第九条第七項の規定は なわち、旧法人税法第一二条の二第五項によると、「第九条第七項には 項の清算の計算について、まるでは、その第九条第一項には 項の清算の計算について、まるでは、その第九条第一項には の

項の清算所得の計算について、これを準用する」とあり、その第九条第七項には「……所得の計算に関し必要な事項は命令でこれを定める」とある。この法律の委任により前記政令が定められているのであるから、なんら租税法律主義に反するものではない。

これを更に詳細に説明すると、次のとおりである。

(4)

法第一二条の二にいう「合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対して交付する株式又は出資の価額の総額及び金銭の総額」には、現実に被合併法人の表主等に交付されたものと、さらに実質的にこれに交付されたと同一視し得るもの合きなと解すべきである。それは、清算所得課税の本旨が被合併法人の株主る法院に対してある。清算所得に対する所得を対象とする以上当然のことである。清算所得に対立法の技術と、合併法人に納付義務を負わせたのにすぎない。従って金銭等と同様の表との表した場合には、経済的には被合併法人の株主等に交付した金銭等と同様の大きに表現すれば、経済的には被合併法人の株主等に交付した金銭等と同様の大きには、経済的には、合併法人の株主等に交付した。表表とは、の大きに関係を受けたともいる。表表といるのでは、また、現実に対けてもないが、合併法人から税引後の交付金を受けたともいえるに表えて、現実に関係である。およそ法人税、所得税を問わず、課税標準とされるでのたともいえるであろう。およそ法人税、所得税を問わず、課税標準とさる額はすべて税込所得であり。清算所得についても異例ではあり得ないのである。

なお、別の観点から考えてみると、解散による清算の場合においては、清算法人自らが税を負担するのに対し、合併の場合においては、合併法人が被合併法人の税を負担するという相違点があるが、かりに解散による清算法人の残余財産(税引前)と合併により被合併法人の株主等に交付された株式等の価額とが同一と仮定した場合には、株主等に還元される金額は後者の方が税相当額だけ多いことは自明の理である。このような場合に課税標準を同一として課税することは明らかに不合理であり、清算の形態が異なるからといつて不均衡な取扱いを許すことは法の所期するものではない。

故に、「みなし交付金」は性質上清算所得の一部を構成し、税法上は法第一二条 の二第一項第二号に定める合併交付金に含まれると解さなければならないし、かく 解することが法の定めに最も合致するのである。

う原則に照らし、排除されなければならない。

次に法律の委任についてであるが、税法そのものは技術的な性格があり、具体的な課税に必要とする所得の計算方法について細大もらさず法律を設けることは困難な場合がある。したがつて、税法では大綱を定め細目的な規定は税法の定める範囲内で政令に委任することは、許容されるべく、法第一二条の二第五項において清算所得の計算方法について政令に委任することは適法である。そしてここにいう計算方法とは、法に定める大綱を具体化することを指すものというべきである。よって、前記各政令は憲法に違反せず、本件課税処分は適法である。

(5) 控訴人が本件清算所得についての確定申告書を法定の期限内に提出しなか つたことについては正当の理由はない。

法人税法第二五条の二(昭和二八年法律第一七四号追加によるもの)第一項によれば、合併法人は合併の日から二か月以内に被合併法人の清算所得金額及び当該清算所得に対する税額を記載した申告書を提出しなければならず、また同条第三項により、被合併法人に清算所得について納付すべき法人税がない場合も同様であるされている。したがつて、かりに控訴人の主張するように合併による清算所得がなく、納付すべき法人税がない場合においても、被合併法人の合併の時における貸借対照表その他合併に関する書類、合併により承継した資産の明細書を添付した申告対照表その他合併に関する書類、合併により承継した資産の明細書を添付した申告書を提出しなければならない。それにもかかわらず、控訴人はこれを提出しなかったものであり、また提出できなかつたことについて、交通、通信のと絶等、正当なものであり、また提出できなかったことに対し無申告加算税を決定したことは適法である。

なお、控訴人は、清算所得がないから申告をしなかつたとか、あるいは株式を譲り受けて合併した場合清算所得の課税の適用があることを知らなかつたとか主張するが、それらの事由は申告をしなかつたことについての正当の事由ということはできないのである。

(証拠関係) (省略)

理 由

当裁判所も控訴人の本訴請求は認容できないと判断するものであつて、その理由 は、次に訂正、付加するほかは、原判決の理由と同様であるから、それを引用す る。

三、控訴人の当審主張(一)について。

しかし、買主の代理人において本人の氏名を明示せず、売主において買主本人の 氏名を知ることができなかつた場合においても、売主が目的物をその代理人の依頼 者たるべき者(本人)に売渡すことに異議のない場合は、売買契約は有効に成立す るものと解せられ、売主において買主の氏名を知らなかつた場合は常に売買契約が 不成立となるとの法理は発見することができない。原審認定のような事情であつた からといつて、直ちに本件売買契約が無効に帰するいわれはないから、控訴人の主 張は理由がない。

四同じく(二)について。

しかし、一般に買主が代理人に対し、代金の最高限を示して目的物を買入れることを委任し、代理人がその努力により最高限以下で売買を成立させた場合にはその差額を代理人に取得させるという事例がないではなく(代理人がその差額を広義の運動費として使用する場合もあろう)、また、買主が代理人や仲介人に対し、買受代金と謝礼金とを一括して交付することも全くあり得ないことではなく、控訴人主張のように、買主がその代理人に手渡した金員がすべて売買代金額と認められなければならないものではない。原判決の挙示した証拠によると、売主の代理人であるAは買主の代理人であるBより金九七〇万円を受領しながら売主ら(自己を含む)

に対しては金九五〇万円を交付し、差額金二〇万円はBの承諾のもとに自らにおいて取得したものと認められる(この認定に反する原審および当審証人A((又はE))Aの証言は信用できない)。しかし、原判決挙示の証拠によると、右の一株金二五〇円総額にして金九五〇万円なる代金額は、何ら売主本人たるFタクシーの株主らおよび買主本人たる控訴人の意思に反するものではないことが認められ、かりにAにおいて右金二〇万円の取得につきFタクシーの株主らの了解を得ていなかりにAにおいて右金二〇万円の取得につきFタクシーの株主らの了解を得ていなかりに入れておいても、それだからといつて売買契約が有効に成立しなかつたことになるものではない。結局、本件株式の売買は代金額金九五〇万円で成立し、金二〇万円は買主側よりAに交付された謝礼金であると認められるから、控訴人の主張は理由がない。

五同じく(三)について。

しかし、G自動車株式会社外一社がFタクシーの株主らに対して金一三〇万円の債権を有していなければ控訴人が絶対に金一三〇万円の債務の引受をなさえるれるではない。右自動車会社二社と控訴人およびFタクシーの意思の合致されるが、債務は有効に移転するのであり、それ以外の格別の条件を必要としない訴人が見受けることはまずあり得ないところから、控訴人が別の人格者たるでありることはまずる。しかし、では、空が見担する動機、原因が問題となるにから、での債務を負担する動機、原因が問題となるであって、本件取引の背景を含いすれば、控訴人がFタクシーの債務を引受けたところで何られば、控訴人がFタクシーの債務を引受けたところで何られば、控訴人がFタクシーの債務を引受けたところで何られば下タクシーの債務を引受けたところでの過度は、控訴人とFないするによりであるに足る証拠はなば下タクシーの債務の特定とと同盟すれば「タクシーの債務が実現すれば「タクシーの債務が実現すれば「タクシーの債務が実現すれば「カーの債務を当然対し、をの公の関連において本件株式の一のにおいて承継し、大きの公は、といるによりではない。

六 同じく(四)について。

昭和三七年政令第九五号による改正前の法人税法施行規則第二三条の九は、合併法人が被合併法人の税金を納付した場合の清算所得の計算についての定所得において、合併法人が合併した場合において、合併法人が納付する被合併法人が高において、合併法人が高において、合併法人が高によるの法人税額には、当該解定によるの規定に対した後に合併法人の規定によるの規定によるの規定によるの規定によるの規定に対しての法人税額に対しての方にの方に、る金銭とのは、合併法人の持済に対して、合併法人の持済にといる。」と規定してが合併法人の持済にといる。当該株式についての定めとしてがあられるときは、当該株式についての株主、社員又は出資者に対し合併に因り交付する金銭とみに対する結果となるとは、当該株式については、合併法人の株式の割当又は引きがあった。当該株式については、合併法人の株式の割当又は引きがあった。」に規定している。

被合併法人の清算所得金額を計算する。」旨規定している。 しかしながら、旧法人税法第一二条の二(清算所得の計算についての条文)の第五項は、「第九条第七項の規定は、第一項の清算所得の計算について、これを準用する」旨規定し、その第九条第七項は、「……第一項の所得の計算に関し必要な事項は、命令でこれを定める」(註、「第一項の所得」とは内国法人の各事業年度の所得)旨定めていて、前記法人税法施行規則第二三条の九および一〇は、この法律の規定(法律の委任)に基づく命令であると解することができるのである。

所得)旨定めていて、前記法人税法施行規則第二三条の九および一〇は、この規定(法律の委任)に基づく命令であると解することができるのである。 この点に関し控訴人は、旧法人税法第九条第七項は「所得の計算に関し必要な事項」に限り命令で定めることを許しているにすぎず、前記各政令は、右の範囲を超え、新たに租税対象を設定し国民に納税義務を課そうとするものであるから、違憲の法規である旨主張する。しかし、前記規則第二三条の九は、被合併法人の清算所得の計算に際し、合併法人において代つて納付することとなる法人税又はその法規にかかる地方税相当金額を合併交付金とみなし、被合併法人の清算所得を計算にかかる地方税相当金額を合併交付金とみなし、被合併法人の清算所得認るというだけの規定であつて、一般に税法上の所得が税込所得であり、清算所得課

税の本旨が被合併法人の株主等が合併に際し取得する所得を対象とするものである ことから考えれば、右税金相当額は理論上清算所得の一部を構成すべきものであつ て、右の規定は公平上当然の取扱を定めたものであるといえよう(なお、法人が解 散した場合には、その法人自らが右の税金を納付することになるのであり、その場 合との均衡からいつても、右の取扱は当然であるといわなければならない) 右規則第二三条の一〇は、合併法人において合併を予期してあらかじめ被合併法人 の株式を取得しておけば新株割当の必要がないため清算所得が発生せず(合併法人 の保有株式が他の受入資産に変化するのみとなる)、株式を譲渡した株主にも現行 法上所得税課税がなく、容易に租税が回避されて不公平となるところから、その株 式取得に要した金額を合併法人が被合併法人の株主等に交付する金銭とみなし、 該株式については、合併法人の株式の割当又は引当があつたものとみなして、 併法人の清算所得金額を計算する、という趣旨の規定と考えられ、合併法人が合併 を予期して株式取得のため支払つた金銭は、その経済的実質において、合併に際し 被合併法人の株主等に交付される金銭と差異はないから、両者を法律上同一視する ことは、何ら法人税法の趣旨に反せず、むしろ清算所得の本質に適合する所以であると称し得る。そうだとすると、右政令の各規定は、決して新たに課税対象を設定 したり国民に納税義務を課したりするものではなく、法律の清算所得についての定 めを補足、敷衍しているに止まるものであつて、旧法人税法第一二条の二第五項第 九条第七項にいう「(清算)所得の計算に関し必要な事項」についての定めである と解することができるから、控訴人の主張は理由がない。

次に控訴人は、前記各政令規定は著るしく不当過重な課税を招来するものであるから、憲法違反である旨主張する。しかしさきに述べたところから自ら明らかなように、合併法人において被合併法人に代り納付することとなる税金や、合併なるしあらかじめ株式取得のため支払われる金銭を合併交付金とみなすこと自体は、に不当過重な課税結果をもたらすものではない。また現行法人税法は本来の意味の法人税課税のほか、被合併法人の株主等の受ける個人的利益に対する課税をも同じ、法人税課税のほか、されば立法政策の問題である。ただ、本件の場合を持てある。ただ、弁論の全趣旨上窺うに難くないけれども、それは実に入れてある。と、行いて、控訴人の負担することとなる税金を考慮に入れて適切でない代金で本件株式を買入れたからにほかならないのであって、控訴人の違いでは、おいて、といると、

七 同じく(五)について。

原判決の認定した事実に従えば、控訴会社代表者は本件取引を株式の売買であると認識していたものと認められ、当審証人Cの証言中、右認定に反する部分は信用できない。また、控訴会社代表者が株式を買受ければ納税の義務が発生することを知らなかつたとしても、それは法令の不知にほかならず、清算所得についての確定申告書を法定の期間内に提出しなかつたことについての正当の事由となるものではない。この点の控訴人の主張も失当である。

以上の次第であるから、控訴人の本件請求(請求の趣旨は原審と当審とで表現に差があるが、要するに昭和三三年八月二九日付課税処分((国税局長の審査決定により取消されていない部分))の全部の取消を求める趣旨であることは明瞭である)は理由がなく、これを棄却した原判決は正当である。よつて本件控訴を棄却し、控訴費用の負担について民事訴訟法第八九条を適用の上、主文のとおり判決する。

(裁判官 橘盛行 今中道信 藤原弘道)